

## 公募型樹木等採取（配布）試行応募要領

利根川上流河川事務所では、河川内で伐採した樹木を配布するため、伐採木の受け取りを希望する方を公募します。

応募する場合は、応募様式に加え下記事項の内容及び現地条件を確認した上で応募してください。

### 1. 公募日 令和6年12月16日

### 2. 概要

(1) 名称 公募型樹木等採取に伴う公募（茨城県守谷市高野地先）

(2) 目的

河川内に繁茂した樹木は、川の流れや河川監視などの障害となるため、河川の維持管理として当事務所にて伐採・処分を行っています。

一方で、伐採した樹木は薪ストーブやバイオマス発電などの燃料や農業資材、チップ加工等幅広く活用できることから、経費の縮減と木材資源の有効活用を図るため、今回、公募型による樹木の採取（配布）を試行します。

(3) 採取（配布）場所

稲戸井調節池内（茨城県守谷市高野地先）

（別紙－資料1を参照）

(4) 採取（配布）する河川産出物の種類

採取（配布）は樹木を対象とし、樹種はブナ・コナラ等が主となります。樹木は長さ2m程度に切りそろえたものとなっております。

(5) 採取（配布）期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月14日（金）まで

(6) 作業環境

作業に伴う進入路については、別紙－資料2及び別紙－資料3のとおりです。

(7) 採取（配布）量

今回、現地にて採取（配布）する量については約408m<sup>3</sup>です。なお詳細については別紙－資料4のとおりです。

(8) 試行の概要

河川の副産物の採取（配布）については、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第25条の河川区域内の土地における土石その他の河川の副産物の採取の許可に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項に規定する竹木（以下「樹木」という。）、あし及びかや等を対象に規定されています。

河川副産物の搬出の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、刈草や伐木した樹木については、飼料、農業資材、燃料などに利用されるなど地域ニーズがあることから、樹木、芝草及び雑草（以下「樹木等」という。）に限定し、更なる有効活用の促進から民間の許可受け者（以下「選定者」という。）と河川管理者が除草や伐採等の工程を分担した取り組みを試行で行うものであり、国

で伐採した樹木の採取（配布）を受ける者を公募するものです。

### 3. 公募への参加資格

#### (1) 個人による応募

①直近1年間の税を滞納している者でないこと。

#### (2) 団体（企業）による応募

①公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとし、指名停止等を受けている者でないこと。

②公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

③直近1年間の税を滞納している者でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 4. 応募方法

応募については、別紙－1の応募様式に必要事項を記入、別紙－2の採取作業計画書を添付の上、①の提出方法で、②の提出先（担当部局）へ、③の受付期間内に提出してください。

なお、選定後に必要な許可手続きの際に、別紙－1及び別紙－2の写しが必要となりますので、必ず写しを保存しておいてください。

#### ① 提出方法

郵送又はメール。

#### ②提出先（担当部局）

関東地方整備局 利根川上流河川事務所 工務第一課  
〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北2丁目19-1  
電話 0480-52-3955  
メールアドレス：ktr-tonejo-cloud@ki.mlit.go.jp

#### ③受付期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月22日（水）17時15分まで。

郵送の場合は、令和7年1月22日（水）必着。

応募様式に記載されている応募者の氏名（団体（企業）の場合は団体名と代表者名）、住所及び連絡先は、応募者の選定結果の通知、当選後の連絡にのみ使用します。

### 5. 選定方法の概要

応募書類に基づき、樹木の採取に関する計画及び採取を実施する工程の早い段階から実施する者、搬出量など採取の効果等が高い申請者を総合的に評価し、優れた者を選定します。

選定にあたっては、必要な情報収集、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。

なお、上記の審査結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定するものとします。

選定結果の通知は、令和7年1月29日（水）以降、郵送又はメールにて応募者全員へ通知します。

もし、令和7年2月5日（水）までに通知が届かなかった場合は、速やかに前記4.②の提出先（担当部局）へご連絡ください。

#### 6. 選定後に必要な許可手続き

選定された応募者は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める法第25条の許可に係る許可申請書（別紙－3、以下「申請書」という。）を提出する必要があります。

申請書の提出にあたっては、申請書に応募様式（別紙－1）、採取作業計画書（別紙－2）及び選定通知の写しを添付し、令和7年2月7日（金）までに下記の担当部局に持参又は郵送又はメールにて提出してください。期限までに申請書の提出がない場合は、辞退したと見なします。

##### 【許可申請に係る担当部局】

関東地方整備局 利根川上流河川事務所 守谷出張所

住所：〒302－0116 茨城県守谷市大字大柏355－7

電話：0297－48－2441

メールアドレス：ktr-ks-tonejo-mrya@mlit.go.jp

#### 7. 作業にあたっての注意事項及び実施すべき安全対策等について

河川利用者や選定者の事故を未然に防止する観点から、河川管理者（利根川上流河川事務所）が、平常の河川巡視等により採取の実施状況の把握を行い、作業の方法等について指示又は指導を行う場合があります。

作業にあたっては、下記について注意して実施してください。

- (1) 作業においては、関係法令等を遵守してください。
- (2) 作業時間は、8時30分～16時30分までとします。
- (3) 泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施してください。
- (4) 選定者が樹木等の採取及び搬出するにあたり、周辺に生息する動植物並びに周辺環境等へ影響を与えることのないよう実施してください。
- (5) 採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、選定者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、選定者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。
- (6) 河川管理施設等に対する損害については、その原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがあります。
- (7) 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、選定者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応してください。
- (8) 不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示する場合があります。  
なお、採取のためにそれまでに生じた費用は、選定者の負担となります。
- (9) 別紙－様式2及び別紙－様式3のルート通行にあたっての注意事項は後記11.の現地説明会にてお伝え致します。

## 8. 採取料徴収

今回は、河川法に基づく採取料の徴収は行わないものとします。

## 9. 完了報告

選定者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行う事とします。

## 10. 履行確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合があります。

指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は、許可を取り消す場合があります。

このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外するなど、応募者の選定の判断材料とする場合があります。

## 11. 現地説明会

選定後、現地説明会を令和7年2月中旬に開催する予定です。

なお、開催日時等は選定者の通知に併せてお知らせします。

## 12. 応募要領及び応募書類に対する質問

### (1) 応募要領及び応募書類に対する質問の提出

①提出方法：質問する場合は、郵送又はメールにて提出してください。

電話による質問にはお答えできませんので、ご注意ください。

質問書の形式は問いませんが、質問書には必ず回答を受ける方の氏名、電話番号、メールアドレスを記載してください。

なお、企業の場合は担当部署等の記載もお願いします。

②提出先：関東地方整備局 利根川上流河川事務所 工務第一課

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北2丁目19-1

電話 0480-52-3955

メールアドレス：ktr-tonejo-cloud@ki.mlit.go.jp

③受付期間：令和6年12月16日（月）から令和7年1月8日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

### (2) 質問に対する回答

①回答方法：質問者の方へ郵送又はメールにて回答を行います。

②回答日：質問内容を取りまとめの上、令和7年1月15日（水）17：15までに行います。

## 13. 無効

公募において示した参加資格のない者の申請書又は資料に虚偽の記載をした者を選定者としていた場合には、決定を取り消します。

## 14. その他

(1) 現地状況（樹種、作業環境等）を確認※し、了承した上で応募してください。

(2) 応募状況により、採取量の変更をお願いする場合があります。

- (3) 事前の現地確認を行う際は、土曜日、日曜日及び祝日を除く12月16日（月）から1月15日（水）までに6. に記載の守谷出張所へ事前に申し込みを行って頂き現地確認日時について調整の上、現地確認をお願い致します。状況に応じて守谷出張所の職員が同行させて頂く場合があります。
- (4) 別紙-様式2、別紙 - 様式3に記載しているルート及び公募採取（配布）箇所以外は立入禁止とします。

## 応 募 様 式

令和 6 年 1 2 月 〇〇 日

関東地方整備局

利根川上流河川国道事務所長 殿

応募者

住所 〒 3 4 9 － 1 1 9 8

茨城県守谷市大字大柏 3 5 5 － 〇

氏名 利根川 太郎

印略

令和 6 年 1 2 月 1 6 日付けで公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。

### 記

1. 採取を希望する量 5 0 . 0 m<sup>3</sup>

2. 採取を希望するブロック Aブロック

3. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☒ 薪ストーブ

☐ その他燃料 (例：バイオマス発電等 )

☐ その他の目的 ( )

4. 採取を希望する河川産出物の種類： 樹木

5. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☒ 確認済み

☐ 未確認

6. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

(小割方法) ☐ 小割しない。

☐ 採取した樹木は、配布箇所で小割りし、人力により車輛まで運搬する。

- ☒ 採取した樹木は、配布箇所では小割りし、キャリア等により車輦まで運搬する。
- ☐ その他の方法（ ）
- (運搬方法) ☐ 採取材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法： )
- ☐ 採取材は、( t ) トラックにより日々搬出する。(積込方法： )
- ☒ その他の方法（ワンボックスカーにより日々搬出する )

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

## 7. 採取の期間

作業予定期間：令和7年2月21日～令和7年2月26日（のうち3日間）を予定  
以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- ☒ 主に平日に作業
- ☐ 主に土日祝日に作業
- ☐ 曜日に関係なく作業

## 8. 応募者の連絡先

連絡先（携帯可）：0480-〇〇-●〇▲△（自宅）

緊急連絡先：090-〇〇〇〇-〇〇〇〇（携帯）

FAX：0480-〇〇-●〇▲△

メールアドレス：〇〇〇〇

なお、FAX、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

※「緊急連絡先」には、緊急時に必ず連絡が取れる連絡先の記載をお願いします。

## 9. 公募採取の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☒を記載。

### ①個人による応募

- ☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。

### ②団体（企業）による応募

- ☒ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）  
第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- ☒ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者  
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- ☒ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- ☒ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして  
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

令和 6 年 1 2 月 〇〇 日

関東地方整備局

利根川上流河川事務所長 殿

伐採者 (住所) 茨城県守谷市大字大柏 3 5 5－〇  
(氏名) 利根川 太郎  
(電話番号) 0 2 9 7－〇〇－●〇▲△

※伐採者には、申請者の氏名を記載してください

## 伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

### 【作業実施期間】

令和 7 年 2 月 2 1 日 ～ 令和 7 年 2 月 2 6 日

(作業時間) 1 0 : 0 0 ～ 1 5 : 0 0

### 【作業日】

作業実施期間のうちの雨天を除く土日祝日 (3 日間を予定)

### 【作業者】

利根川 太郎、利根川 花子

※実際に作業を行う予定の方の氏名を記載してください。

### ＜遵守する事項＞

#### 【安全対策等】

(作業時服装) ・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。

(大雨・強風) ・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

(資機材管理) ・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。

(隣接者調整) ・他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。

・作業する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。

・作業する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。

・作業する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に作業する。

(有事対応) ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携帯するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。

・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。



(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)

- ・ 事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡する。

(法令遵守) ・ 伐採木を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)

(入口管理) ・ 通常時閉鎖されている入口を利用する場合は、通行時のみ解錠し、解放した状態で作業を行わない。

(その他) ・ 健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)

- ・ 作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。

- ・ 選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

自転車道付近を走行または横断する際は、自転車道利用者と事故とならないように、安全確認を十分に行う。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

許 可 申 請 書

令和 6 年 1 2 月〇〇日

国土交通省関東地方整備局長

申 請 者

住 所 茨 城 県 守 谷 市 大 柏 3 5  
5 － 〇

氏 名 利 根 川 太 郎 

印 略

別紙のとおり河川法第 2 5 条の許可を申請します。

(連絡先)

氏 名 利 根 川 太 郎  
電 話 番 号 0 2 9 7 － 〇 〇 － ● 〇 ▲ △